別表六の二(十二)付表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、連結法人が令和２年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び第３号において「令和２年改正法」という。）附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下この記載要領において同じ。）第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。次号において「令和４年改正法」という。）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法（次号及び第４号において「旧令和２年改正前措置法」という。）第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十二)付表の記載要領第三号中「令和３年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に、「令和２年旧措置法」を「旧令和２年改正前措置法」に改め、同号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「認定事業者に関する事項」の各欄は、旧令和２年改正前措置法第68条の13第１項又は令和４年改正法附則第64条第２項若しくは第３項（第12条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する令和２年改正前措置法第68条の13第１項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

別表六の二(十三)の記載要領中「連結法人が」の次に「令和２年改正前措置法（」を加え、「第16条」を「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条」に改め、「租税特別措置法」の次に「をいう。以下この記載要領において同じ。）第68条の15第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法」を加える。

別表六の二(十四)付表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「令和２年改正前措置法（」を加え、「次号」を「以下この記載要領」に改め、「いう。）」の次に「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法」を、「租税特別措置法」の次に「をいう。以下この号において同じ。）第68条の15第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法」を加える。

別表六の二(十七)付表１の記載要領第１号中「。以下この記載要領」を「。以下この号及び第３号」に改め、「第15条の規定による改正前の租税特別措置法」の次に「（第７号において「令和２年旧措置法」という。）」を、「又は」の次に「令和２年改正前措置法（令和２年改正法附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる」を加え、「（以下」を「をいう。以下」に、「「令和２年旧措置法」という」を「同じ」に改め、同第二号中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同第五号(一)中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に、「別表六(二十)付表」を「別表六(二十四)付表一」に改め、同号(二)中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同第七号中「、令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第１項又は令和２年旧措置法」を「、令和２年旧措置法第68条の15の２第１項又は令和２年改正前措置法」に、「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第２項又は令和２年旧措置法」を「令和２年旧措置法第68条の15の２第２項又は令和２年改正前措置法」に、「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第２項各号又は令和２年旧措置法」を「令和２年旧措置法第68条の15の２第２項各号又は令和２年改正前措置法」に改め、同号(一)中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は旧令和２年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。(6)において「令和４年改正法」という。）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法をいう。(4)において同じ。）」に改め、同号(二)及び(三)中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号(四)中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法第68条の15第２項又は旧令和２年改正前措置法」に改め、同号(五)中「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号(六)中「特別控除）」の次に「又は令和４年改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（(9)及び(10)において「令和４年旧措置法」という。）第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を加え、同号(七)及び(八)中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号(九)中「の規定」を「又は令和４年旧措置法第42条の11の３第２項の規定」に改め、同号(十)中「又は令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」を「、令和４年旧措置法第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和２年旧措置法」に改める。

別表六の二(十六)の表中

連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十八)付表「22」）
連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十八)付表「23」）

を

連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十八)付表「19」）
連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十八)付表「20」）

に改める。

別表六の二(十八)付表の表を次のように改める。